

新座市地域生活支援拠点等事業ガイドライン

令和 6 年 6 月版

新座市障がい者福祉課

目 次

- 1 地域生活支援拠点等事業について
- 2 新座市における地域生活支援拠点等事業の各機能について
- 3 緊急時要支援者リストへの登録について
- 4 事業所登録の手続について
- 5 地域生活支援拠点等事業に関連する加算について
- 6 運営規程記載例について

1 地域生活支援拠点等事業について

(1) 地域生活支援拠点等事業とは

障がい児者の障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する事業です。

(2) 主な目的

地域生活支援拠点等事業の主な目的は次の2つです。

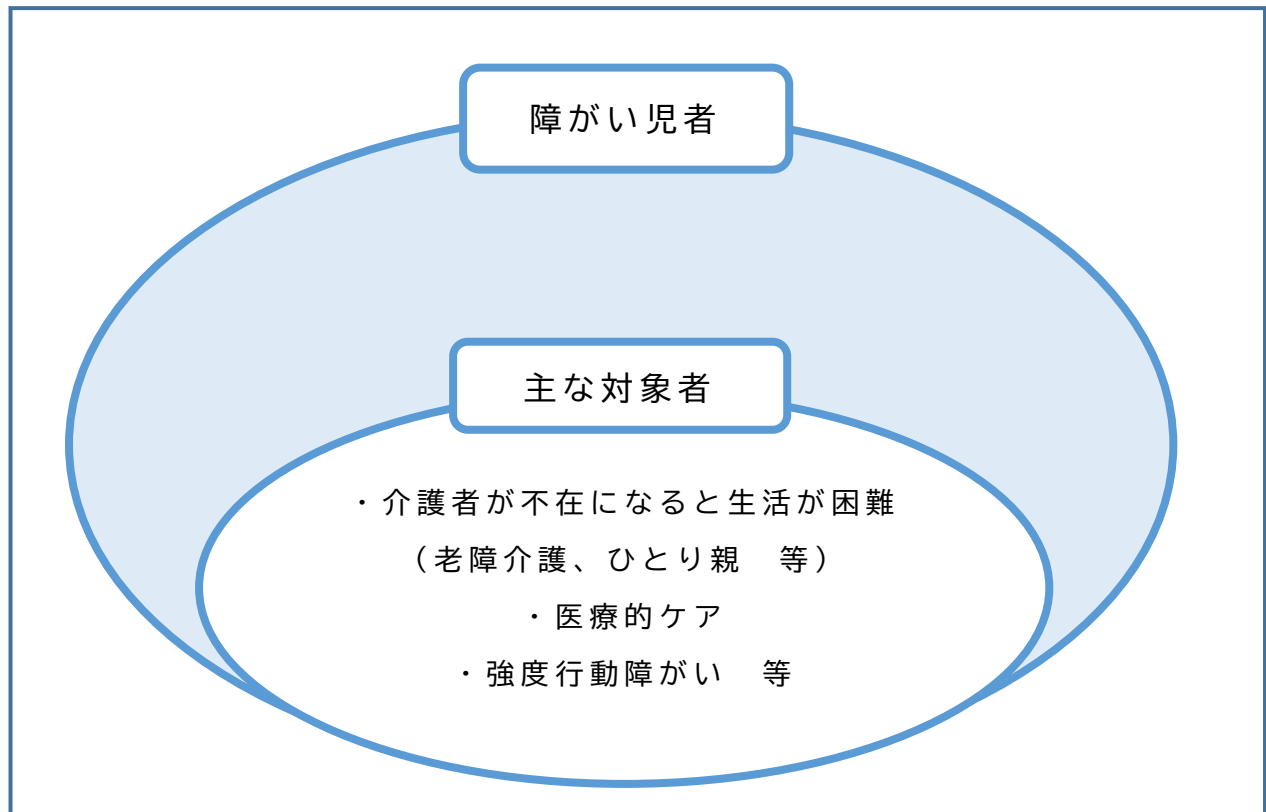
- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備
⇒ 障がい児者の地域での生活を支援する。

新座市では、緊急にならない地域づくりが障がい児者の安心感につながると考え、緊急にならない地域づくりに重点的に取り組みます。

(3) 対象者

障がい種別を問わず、障がいのある全ての方が対象ですが、介護者の入院等により介護者が不在となったときに、本人の力だけでは生活を維持することができない方、地域で受け皿が見付かりにくい強度行動障がいや医療的ケアのある方を主な対象としています。

※ 対象者のイメージ図



(4) 機能

地域生活支援拠点等事業には、5つの機能が想定されており、その具体的な内容は以下のとおりです。

機能	概要
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録 ^{※1} した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
②緊急時の受入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

※1 緊急時に備えるために、条件に該当する障がい児者の世帯のリストを市で作成し、管理します。登録の詳細については12ページを御覧ください。

③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

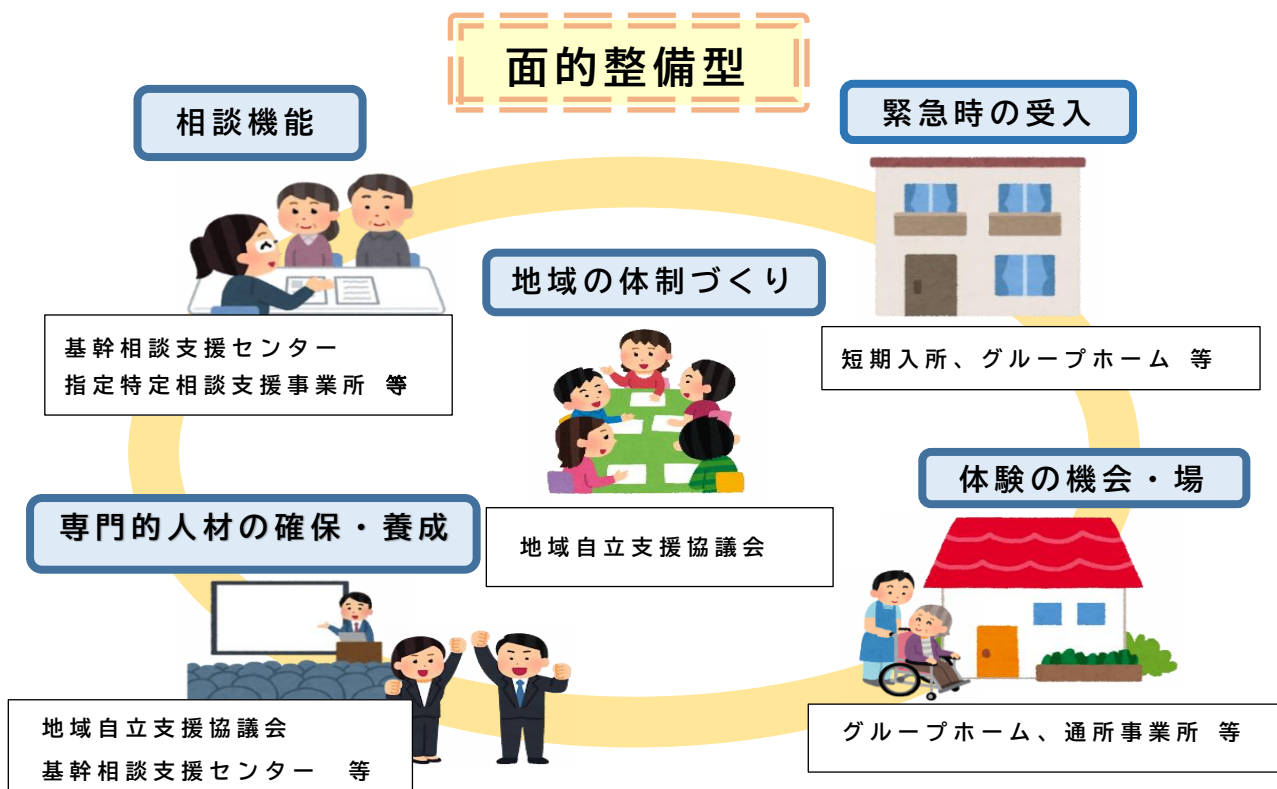
(5) 整備方法

新座市の地域生活支援拠点等事業

＝既存の資源が連携して機能を担う面的整備型

地域生活支援拠点等事業の整備方法には、5つの機能を集約し、グループホームや障がい者支援施設等に付加した「多機能拠点型」と地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」がありますが、新座市では「面的整備型」での整備を行います。

※ 新座市の地域生活支援拠点等事業のイメージ図



新座市地域自立支援協議会から提出された意見書について

令和5年8月9日に開催された令和5年度第2回新座市地域自立支援協議会において、「新座市における地域生活支援拠点等事業に関する意見書」が提出されました。

これは、同協議会の専門部会として令和4年8月に設置した地域生活支援部会の活動を通じて作成されたもので、新座市の地域生活支援拠点等事業に求められる機能についてまとめられています。

新座市の地域生活支援拠点等事業が、意見書で求められる「実効性のある仕組み」となるよう、新座市としても意見書の内容を参考に機能の充実を図っていきたいと考えています。

2 新座市における地域生活支援拠点等事業の各機能について

(1) 相談

ア 相談機能とは

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

※ 緊急時の支援が見込めない世帯の例は次のとおりです。

- ・ 高齢又は病気を有している家族が重度障がい児者の介護を行っている。
- ・ 一人の介護者が重度障がい児者の介護を行っている。 等

イ 内容

- ・ 市は、障がい児者やその家族からの申請に基づき、緊急時に支援の見込めない障がい児者の世帯を、「緊急時要支援者リスト」に登録し、管理します。
- ・ 登録をした障がい児者について、特定相談支援事業所等があんしんシートを作成し、緊急時の相談先の明確化及び緊急対応をスムーズに行うための情報の整理を行います。

ウ 各機関の役割

機能を担う機関	内容
特定相談支援事業所	・ サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）は、緊急時にどういった対応ができるかという視点を持って作成します。 ・ 担当している障がい児者が「緊急時要支援者リスト」へ登録を行った場合、あんしんシートを作成します。（1年に1回サービスの更新時に内容を確認し、必要に応じて見直します。）。 ・ 緊急時にスムーズに対応ができるよう日頃

	から短期入所等の体験利用を促します。
一般相談支援事業所（地域定着支援） 自立生活援助事業所	・ 地域定着支援又は自立生活援助の利用者について、平時及び緊急時の相談に応じます。
基幹相談支援センター	・ 障がい福祉サービスを利用していない障がい児者が「緊急時要支援者リスト」へ登録を希望した場合、あんしんシートを作成します（適宜内容を確認し、必要に応じて見直します。）。その上で、本人の意向を踏まえつつ、緊急時に備え、適切なサービスが利用できるよう支援を行います。

(2) 緊急時の受入れ・対応

ア 緊急時の受入れ・対応の機能とは

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい児者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

イ 内容

- ・ 特定相談支援事業所等は、緊急時の受入先となる事業所と事前にあんしんシートを共有し、緊急時にスムーズに受入れができるように備えます。
- ・ 緊急時に備え、緊急時の受入先となる事業所を事前に利用します。
- ・ 医療的なケアについては、医療機関（かかりつけ医、地域包括ケア病棟、訪問看護等）との連携を日頃から行い、緊急時に対応してもらいやすくなる体制を整備しておきます。

ウ 各機関の役割

機能を担う機関	内容
特定相談支援事業所	・ 緊急連絡を受けた特定相談支援事業所は、あんしんシートに基づき、必要に応じて短期入所事業所等の緊急時の受入先へ利用調

	整を行います。 ・ 緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい児者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応する等適切な対応を行います。
一般相談支援事業所（地域定着支援） 自立生活援助事業所	・ 地域定着支援又は自立生活援助の利用者から連絡があった場合に電話及び訪問により必要な支援を行います。
短期入所事業所 訪問系サービス事業所 日中活動系サービス事業所 生活サポート事業所（宿泊・訪問）	・ 特定相談支援事業所等から緊急の受入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力します。

(3) 体験の機会・場

ア 体験の機会・場とは

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

イ 内容

- ・ 地域への移行や親元からの自立のためにグループホーム等の体験利用を行います。
- ・ 親元からの自立のために、日中活動系サービスや移動支援、生活サポートを活用します（自宅から出る体験）。
- ・ 親が自宅を空ける際に、自宅で居宅介護や生活サポート等の訪問系サービスを利用することで一人暮らし体験を行います（自宅での体験）。

ウ 各機関の役割

機能を担う機関	内容
基幹相談支援センター	・ 病院、施設からの地域への移行や親元から

	自立したい旨の相談があった場合、利用できる社会資源等を紹介します。
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所（地域移行支援）	・ 病院、施設からの地域への移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じて共同生活援助等の障がい福祉サービスの体験利用の調整を行います。
共同生活援助事業所 日中活動系サービス事業所	・ 体験利用の要請があった場合、できる限り協力します。
生活サポート事業所（宿泊） 移動支援事業所	・ 親元からの自立に向け、自宅以外で過ごす経験や家族以外と出掛ける機会を提供します。
居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 生活サポート事業所（訪問）	・ 自宅での一人暮らし体験を行う際に、必要なサービスを提供します。

(4) 専門的人材の確保・養成

ア 専門的人材の確保・養成とは

医療的ケアが必要な者や行動障がいをもつ者、高齢化に伴い重度化した障がい児者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

イ 内容

- ・ 基幹相談支援センターによる学習会等により地域の相談支援事業者のスキルアップを図ります。
- ・ 地域自立支援協議会の各専門部会で支援の質の向上を図ります。
- ・ 埼玉県等で行われる専門研修について各事業所へ周知します。

ウ 各機関の役割

機能を担う機関	内容
基幹相談支援センター	・ 相談支援専門員等を対象とした学習会等を

	開催し、地域の相談支援事業者のスキルアップを図ります。
地域自立支援協議会	・各専門部会の中で事例検討等を行い、支援の質の向上を図ります。
市障がい者福祉課	・埼玉県等で行われる専門研修について各事業所へ周知します。

(5) 地域の体制づくり

ア 地域の体制づくりとは

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

イ 内容

地域自立支援協議会の地域生活支援部会に、地域生活支援拠点等事業所が集まる場を設け、地域生活支援拠点等事業の課題や改善策について協議を行います。

3 緊急時要支援者リストへの登録について

緊急時の支援が見込めない障がい児者の世帯が登録する「緊急時要支援者リスト」への登録手順とその後の流れは、以下のとおりです。

(1) 登録申請

緊急時要支援者リストに登録を希望する障がい児者は、市障がい者福祉課に「新座市地域生活支援拠点等事業登録申請書」を提出してください。

(2) 緊急時要支援者リストへの登録

市は、申請者の世帯について、審査の上、市が管理する緊急時要支援者リストに登録します。

(3) あんしんシートの作成依頼

市は、申請者を担当する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員等に、あんしんシートの作成を依頼します。

※ あんしんシート作成者

障がい福祉サービスの利用あり ⇒ 指定特定相談支援事業所

障がい福祉サービスの利用なし ⇒ 基幹相談支援センター

(4) あんしんシートの作成

作成依頼を受けた相談支援専門員等は、本人及び家族からの情報の聞き取りに加え、関係機関（障がい福祉サービス事業所、医療機関等）から情報を収集し、あんしんシートを作成します。

あんしんシートは、市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

(5) あんしんシートの提出

相談支援専門員等は、作成したあんしんシートを市障がい者福祉課に提出してください。また、本人の同意を得た上で、同じものを関係機関にも提出してください。

(6) あんしんシートの更新

相談支援専門員は、作成したあんしんシートについて、障がい福祉サービスの更新時（サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画作成時）にあんしんシートを見直し、必要な修正を行ってください。

障がい福祉サービスの利用がなく、基幹相談支援センターがあんしんシートを作成している場合は、基幹相談支援センターが適宜必要な修正を行ってください。

4 事業所登録の手続について

(1) 事業所登録について

地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所として市に登録を行うことで、障がい福祉サービスに係る報酬の加算※²を算定できることがあります。

また、地域生活支援拠点等事業所が集まる場（地域生活支援部会）に参加し、関係機関と連携を深めることで、支援の幅を広げることができます。

(2) 登録の手続

ア 事前相談

登録を検討される事業所は、事前に市障がい者福祉課まで相談してください。

イ 申請

新座市地域生活支援拠点等事業実施要綱に基づき、必要書類を市障がい者福祉課まで提出してください。

必要書類

- ① 新座市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）
- ② 機能を担うことを記載した運営規程案（障がい福祉サービスに係る報酬の加算を算定する場合）
- ③ 市指定の事業所（特定相談支援事業所）は次の書類を併せて提出してください。
 - ・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
 - ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
 - ・ 地域生活支援拠点等に関連する加算の届出

ウ 登録

市は提出された申請書類を確認後、新座市地域生活支援拠点等登録事業所台帳に事業所を登録し、新座市地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書（様式第2号）を送付します。

※² 加算の詳細については16ページを御覧ください。

また、登録された事業所は市ホームページ等で公表します。

エ 運営規程の変更（障がい福祉サービスに係る報酬の加算を算定する場合）

運営規程の変更の日から１０日以内に埼玉県に変更の届出を行ってください。

埼玉県に提出した運営規程の写しを市障がい者福祉課にも提出してください。

オ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出（障がい福祉サービスに係る報酬の加算を算定する場合）

加算を算定する月の前月１５日までに埼玉県に介護給付費等算定に係る体制等に関する届出を行ってください。

5 地域生活支援拠点等事業に関連する加算について

地域生活支援拠点等事業に関連する加算は以下のとおりです。

加算の算定に当たっては、前述の「4 事業所登録の手続について」を行うことが要件となるものがあります。

(1) 相談機能に関連する加算

【対象：計画相談支援、障がい児相談支援】

＜地域生活支援拠点等相談強化加算＞ 700単位／回

地域生活支援拠点等として登録されている特定相談支援事業所等の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合（短期入所事業所への受入実績（回数）に応じて、月4回を限度）

【対象：自立生活援助、計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

＜地域生活支援拠点等機能強化加算＞ 500単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援及び障がい児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援及び障がい児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

(2) 緊急時の受入れ・対応に関連する加算

【対象：短期入所】 拠点等として登録がなくても算定可能

＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）＞ 270単位／日（福祉型）

＜緊急短期入所受入加算（Ⅱ）＞ 500単位／日（医療型）

介護者の急病等の理由により、指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、開始日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等をやむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

【対象：短期入所】 拠点等として登録がなくても算定可能

＜定員超過特例加算＞ 50単位／回

介護者の急病等の緊急時において、定員を超えて受け入れた場合に加算する（10日を限度）。当該期間は、定員超過減算は適用しない。

【対象：短期入所】

＜緊急時のための受入機能の強化＞

100単位／日

+ 200単位／日（医療的ケアが必要な障がい児者等の場合）

地域生活支援拠点等として登録されている短期入所事業所が利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず、利用者全員についてサービスの利用の開始日に算定する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障がい児者又は強度行動障がい等を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。

【対象：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい児者等包括支援】

＜緊急時対応加算＞ 100単位／回

+ 50単位／回（拠点等の場合）

計画に位置付けられていないサービスを利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に100単位、地域生活支援拠点等

に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している事業所が行った場合については、更に50単位を利用者1人につき1月に2回を限度に算定できる。

【対象：自立生活援助】

＜緊急時支援加算（Ⅰ）＞ 711単位／回
+ 50単位／回（拠点等の場合）

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時まで）に支援を行った場合に算定する。地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している事業所が行った場合については、更に50単位を加算できる。

【対象：地域定着支援】

＜緊急時支援費（Ⅰ）＞ 734単位／回
+ 50単位／回（拠点等の場合）

緊急時において、利用者又はその家族からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定する。地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している事業所が行った場合については、更に50単位を加算できる。

【対象：日中活動系サービス】

＜緊急時受入加算＞ 100単位／日

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している事業所が、利用者（施設入所者を除く。）に緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

(3) 体験の機会・場の提供に関する加算

【日中活動系サービス】

＜体験利用支援加算＞

初日から5日目まで 500単位／日

+ 50 単位／日（拠点等の場合）
6 日目から 15 日目まで 250 単位／日
+ 50 単位／日（拠点等の場合）

障がい者支援施設等で日中活動系サービスを利用する利用者が、地域移行支援を利用し、障がい福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、障がい者支援施設等の従事者が、必要な支援に加え、利用者の状況や支援内容を記録した場合に算定する。地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している事業所が行った場合については、更に 50 単位を加算できる。

※ 体験利用に送り出す事業所が算定できる加算です。

【地域移行支援】

< 体験利用加算 >

初日から 5 日目まで 500 単位／日
+ 50 単位／日（拠点等の場合）
6 日目から 15 日目まで 250 単位／日
+ 50 単位／日（拠点等の場合）

利用者に対して、障がい福祉サービスの利用体験を提供した場合に算定する。地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している事業所が行った場合については、更に 50 単位を加算できる。

< 体験宿泊加算（Ⅰ） > 300 単位／日
+ 50 単位／日（拠点等の場合）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定する。体験宿泊加算（Ⅱ）と合わせて 15 日まで算定可能。地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している事業所が行った場合については、更に 50 単位を加算できる。

< 体験宿泊加算（Ⅱ） > 700 単位／日
+ 50 単位／日（拠点等の場合）

夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一

人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定する。体験宿泊加算（Ⅰ）と合わせて１５日まで算定可能。地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している事業所が行った場合については、更に５０単位を加算できる。

(4) 地域の体制づくりに関する加算

【対象：計画相談支援、障がい児相談支援】

＜地域体制強化共同支援加算＞ 月２，０００単位／回

地域生活支援拠点等として登録され、拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、地域自立支援協議会に定期的に参画している特定相談支援事業所等の相談支援専門員又は相談支援員が、支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の障がい福祉サービス等の事業者３者以上と共同で対応し、地域自立支援協議会に文書で報告した場合に算定する。障がい者１人につき１月に１回を限度として加算する。

6 運営規程の記載例について

地域生活支援拠点等として位置付けられていることが要件となっている加算を算定する場合は、運営規程の変更が必要です。

以下の項目を運営規程に追加してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
第●条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成２９年厚生労働省告示第１１６号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。 (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能 (2) 緊急時の受入・対応 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者等の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能 (3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	(1)～(5)の機能についての記載は例示であり、実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がい
有する者、高齢化に伴い重度化した障
がい者等に対して、専門的な対応を行
うことができる体制の確保や、専門
的な対応ができる人材の養成を行
う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサ
ービス提供体制の確保や、地域の
社会資源の連携体制の構築等を行
う機能